

たとえ離れて暮らしていたとしても
親と子の交流は
子どもが健全に育つために
必要です

2009年4月21日、共同親権・子どもの養育を考える連絡会議勉強会が衆議院第二議員会館第1会議室で小児科医・医学博士 アルド・ナウリ氏を講師にむかえて行われました。

私はナウリ氏の講義を聞いて、改めて離れて暮らしている親子の交流の重要性を感じました。なぜなら子供がきちんとした大人になるためには両親に対してできるだけよいイメージを持つことが「絶対に」必要だとナウリ氏はおっしゃっていたからです。不幸にも両親が離婚する事が避けられないのならば、子供にできるだけその悪影響が及ばないようにするのが大人の知恵であり子供への愛情ではないでしょうか。

しかし現実には子供と面会する権利などをめぐって両親が激しく争い、相手に復讐するためにその権利を認めないところまでいってしまうこともあります。そして、片方の親がもう片方の親に対して行う批判、尊厳を損なう事をする子供を心的葛藤状態に追い込むそうです。また、片親の弊害についてもナウリ氏は述べられていました。大人の都合で子供にそんな思いをさせないためにも、離れて暮らす親子の交流は絶対に必要なことだと強く思いました。

講義後の質疑応答でフランスの法律についてある議員が質問していました。

【フランスの法律】上手くいかなくなった夫婦はクリニックを受ける。夫妻が離婚するために面会交渉の条件なども書かれた細かい協約を交わす。もし、これを守らなければ訴追され罰金刑または禁固刑に科せられる。子供の親権については父と母の共同親権（唯一違うのは子供の住居地だけ）

日本では離婚しても葛藤が残る夫婦が多いので、



事前に夫婦がクリニックを受けることはとても適切な方法だと思いました。また、離婚のために細かい協約を結ぶ事は離婚後に起こる問題をできるだけ少なくするために、日本にも制度として取り入れるべきだと思いました。日本も諸外国の良い法律を手本にして共同親権に向けて進んでいけばと思います。

(大田ゆい)